

会 議 録

会議名	平成30年度 第2回 小金井市学童保育所運営協議会	
事務局 (担当課)	児童青少年課	
開催日時	平成30年5月31日(木) 19時00分～20時50分	
開催場所	市役所第二庁舎 801 会議室	
出席者	委員	鈴木委員長、安達副委員長、大澤委員、鈴木委員、中山委員、津田委員、大村委員、藤森委員、井出委員、田上委員、岸委員、下田委員
	事務局	山田学童保育係長
会議次第	1 開会 2 委嘱状の伝達 3 議題 (1) 学童保育の保育内容について (2) その他 4 閉会	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・【資料 30-05】平成30年度 一つの支援の単位を構成する児童数(試算) ・【資料 30-06】小学校・学童保育所在籍児童数及び比率の推移 ・【資料 30-07】小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表及び条項抜粋 ・【資料 30-08】学保連運動会への要望について ・【資料 30-09】(仮称)あかね第4、第5学童保育所 設工事に関する要望書 	
議事	1 開会 2 委嘱状の伝達 新たに就任した、たけとんぼ学童保育所下田委員への委嘱状が伝達される。 3 議題 (1) 学童保育の保育内容について ① 平成30年度の支援の単位を構成する児童数と育成室面積について 事務局より「【資料30-05】平成30年度 一つの支援の単位を構成する児童数(試算)」について説明 (学) 育成室面積は、ロッカー等を除いた面積か。 (市) ロッカー等を除いた育成室の有効面積である。昨年7月の協議会の際に提出した資料と条件は統一している。	

(学)一つの支援の単位を構成する児童数についてももう少し詳しく説明してほしい。

(市)月曜日から土曜日までの6日間のうち、毎日通う人が平均して何名いるかというのを計算上から求めたもの。国のQAによれば、「毎日利用する児童数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数」と示されている。

(学)資料では、40名を超える施設が多いが、国の基準では、この人数はおおむね40名ではなかったのか。

(市)おおむね40名を定員とした単位で運営するのが、国の基準としては出ているところではあるが、小金井市については、条例で40名と定めつつも、条例制定時に既に存在した施設については経過措置を設けており、例外対応を取っている。

(学)算出の仕方として、国の基準の数と、こういったケースの両方があると理解でいいか。

(市)子ども子育て新法ができたときに、学童保育に関する統一的な基準が作られ、それに基づき市で条例を定めることになった。条例では1育成室あたり、40人規模がいいだろうということで、そのように定めた経過がある。そこでの40人の考え方というのは、毎日くる者もいれば、5日だけの人もあり、その場合は、 $5/6$ というように計算して、その人数を40人以内にするとの考え方である。

また、一人当たり 1.65 m^2 についても、同様に基準が定められていたことから、この一人当たり面積も含んだ条例を定めている。

ただ、実際は、その基準制定前から運営を行っている学童保育所については、70人程度の人数規模の学童保育所も珍しくなく、本市の条例では、既存施設については、しばらくの間は、40人規模とすることを適用させない例外を設けている状況。細かいことを申せば、みなみ学童保育所については、条例制定後に新しく建築した施設である点から、40人規模ということは守られなければならない基準となる。

(学)みどり第2学童保育所の面積はこんなに少なかったのか。昨年度はここまで狭い面積ではなかったように思うが。

(市)第1と第2のクラスの割り振りは、年齢、性別、居住地域により事業者の判断で決定している。補助金を取得するためや、第1と第2を同じ面積となるように、人数調整したりすることはしていない。あくまでも事業者の運営がやりやすい配置でお願いしている。

(学)確認だが、 1.65 m^2 を下回った場合、補助金は出るのか。

(市)都型学童クラブ補助金はでない。

(学) 都型学童クラブ補助金は昨年と比べどのようになる見込みか。

(市) あかね学童保育所は昨年、全て取得できたが、今年度は2つとなる見込み。まへはら学童保育所については、昨年度同様に取得できる見込みである。みどりについては、昨年度は取得がなかったが、今年度は1つ取得見込みである。

(学) みどり学童保育所については、例えばみどり1の方に人数をもう少し増やしていれば、1, 2の両方の補助金がもらえなかったということにもなったのではないか。

(市) ご指摘のようになる可能性はあったと思う。ただ、先ほどのご説明のとおり事業者にとって最適な運営となる配置を最優先に決めてもらった結果であり、こちらから、人数配分をお願いしたことはない。

② 小学校・学童保育所在籍児童数及び比率の推移について
事務局より、「【資料30-06】小学校・学童保育所在籍児童数及び比率の推移」について説明。

(学) 利用率から入所児童数を算出している点は理解した。学校児童数については角度の高い数字であると理解していてよろしいか。

(市) 過去3年さかのぼった点を基準として、年度の増減数から算出した数字。地域で開発などがあり、実績と乖離したケースはあった。

(学) 過去の実績を参考に、各地域の開発状況等を加味した推計等ことでいいのか。

(市) 細かく算出は難しい面があり、機械的に算出したという表現のほうが正確かもしれない。

(学) そうするとなかなか角度の高い数字ではないということか。

(市) 正確な試算は難しいと言わざるをえない。

(学) 利用の比率について学童ごとによりかなり差があるように思うが、この点市ではどのように分析をされているのか。利用率に影響を与えている因子の分析等はされているか。

(市) 通勤に便利な中央線沿線で戸建及びマンション分譲の開発が進んでおり、子育て世代の人口増を招いているのではないかと想像する。戸建、マンション双方、かなりの高額となっているため、共働き世帯が購入するケースも多いのではないかと想定しているが、実際どの年代の転入が多いかなどの詳細な分析ができていない。

(学) あかね学童保育所は、過去最大の利用率が平成30年度第1回提出資料と違うが、どういうことか

(市) 前回資料は、平成30年度の学童児童数が見込数値だが、今回資料

は実績値とした。このため、過去最大利用率が、直近の平成30年度実績が一番高かったことから、平成31年度、平成32年度は、41.6%を利用している。

(学) あかね学童保育所に限っていうと、あかね第4・第5の建設を見越してとのことだったが、今回の資料だとそのあたりが分からないと思う。平成32年度になったら、新たな人口推計に基づいてやるということか。

(市) 本資料と同様の分析は、毎年行っている。

(学) 前は、平成37年度以降の増減についても資料で提出いただいたが、その時の資料の扱いはどのようにすればいいか。

(市) 児童推計については、どの根拠数値を使うかによって分析方法は様々。このため、本日提出の分析方法もその1つであると認識している。行政の計画の中でも個別に人口推計をすることがあり、その数値をもとに児童数を出す場合もある。いろいろな分析方法を比較しながら、総合的に判断されるものと考えている。前回資料は、あかね第4・第5を建設するための基礎資料として長期的な増減を見るための分析である。

(学) この推計どおりとした場合に、今後も全入は維持できるのか。

(市) 行政、議会とも全入を維持する考えである点は同じ。ただ、すぐに建物を建築できるわけでもなく、様々考えていかななくてはならない。学童保育所は学校から近い場所に設置される必要があるため、建設する場合も場所の選定は重要。幸いあかね学童については学校の協力のもと校庭内に建設する段取りができた。ほんちょうについては、児童館施設との併用利用、みどりについては、昨年から引き続き児童館の一部を使っての対応をしているというのが現状。市としても、全入を維持するための様々な対応を行っていきたいと考えている。ただ、常に保育環境も維持していくためには、育成室面積を確保するか、全入させないかの判断しかないと、委員の皆様からの意見も参考にしながら対応していきたい。

(学) 建てるか建てないか以外に、空き教室の活用も検討するということか。

(市) 指導員をどのように配置するかという問題もあるが、学校の子どもを預かるという面からも空き教室が最初の検討となると思う。既存施設だとなかなか難しいが増築や新たに建て直した際は検討する。小金井市では駅前を中心に利便性の高い場所での民間学童も候補の一つと考える。三鷹市では、民間賃貸物件を施設改修して学童保育所としているケースもある。

(学) そういうものを含めて検討していると考えていいのか。

(市) 今述べた内容は以前からもお伝えしており、検討している内容だ。

ただし、民間学童については、具体的な話があるわけではない。

(学) 平成32年度もかなり増加する試算が出されている中で、いつになったら具体的な案を提示してもらえるのか。

(市) 必要性がありつつも、やっと、あかね学童保育所の建設について認められたところ。9所全てを計画的にというのは難しいのが現状である。このため、優先順位を決めて対応せざるを得ない。また、教育委員会の学校の長寿命化の検討も注視しなければならないと考えており、仮に学校の建替えとなった場合、学校内に学童も入れるという長期的な考え方は持っている。そういったものを含めて短期、長期を含めて検討していかなければならないと考えている。

(学) みどり学童について、児童館の施設を一部借用しての運営は感謝しているところではあるが、指導員からの情報によれば、保育場所が1階、2階と別れることにより、配置人数が余計に必要となっている。委託料の増額がされれば、より柔軟な運営が可能となるのではないかと考える。検討をお願いしたい。

(市) 市としては、5年間の委託料の変更が難しいと言われる中、市の想定を超えた児童数になったことから、平成29年度から児童数・障がい児数に応じた委託料に改めている。フロアが違う中で、余分に職員配置が必要となっている状況の改善については、ご意見として承る。

(学) 児童館の一部を借用しての運営が可能となったことは一步前進だとは思いますが、これに職員をしっかりと配置できるようになればより利用しやすくなる。職員配置ができるような柔軟な対応を市には希望する。

③ 小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

事務局より、「【資料30-07】小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表及び条項抜粋」について説明。

(学) 教育職員免許法が改正されて、更新講習を受けなければ教員になるための免許は失効するのだが、その点本条例改正との整合性は。学校に勤めることができない免許状を持っている人の場合はどのようなになるか。

(市) 教員として勤める場合には、更新講習を受けて有効な免許状の保有者であることが必要であるが、この改正前後において有効な免許状を保有する必要性はない。実際、教員にならない方については、更新講習を受講することが出来ないということもあり、取得当時の免許状を持っている方については、改正前後どちらでも対象となる。教育職員免許法によれば、

有効な免許状を保有していなくても、免許自体が失効しているわけではなく免許状を保有する者であることには変わりはない。改正前後でどちらも対象である点は変わらないと理解いただきたい。

(学) 第10号に該当する職員はいるのか。

(市) いない。

(学) 第10号に該当する職員はいないということだが、委託所からも、該当者がいるという話や、働きかけがあったか。

(市) そういったことはない。ただ、近隣市では対象者がいるとの情報は得ており、無資格者が臨時職員等で雇用されている自治体の場合は今後対象者が出てくる可能性はある。

(学) 本条例の直接の根拠となった厚生労働省令第10条は従うべき基準ということだが、従うか否かは、市に任せられているという理解でいいのか。

(市) 従うべき基準は本来条例の内容を直接拘束するものであるが、従うべき基準であったとしても、地域の様々な事情は考慮されるべきだと認識している。その上で、今後対象者が出る可能性を考えて現時点で明確化しておくべきであると考え、追加することとした。

(学) 今までも省令改正に追随する形で条例改正してきたのか。

(市) 今回が省令改正自体初めてであった。本省令第10条を従うべき基準から参酌する基準に変更する議論が現在国で行われていると承知している。今後本市学童運営に直接影響するような変更があれば、各委員のご意見をお伺いしたい。

(学) 条例改正の内容によって、指導員、父母、協議会で検討等をするものと、行政側で決めて実施するものがあるということか。

(市) 内容はどうであれ、いろいろ意見を聴くべきだとは思いますが、パブリックコメントまで実施するかどうかなどは、その案件ごとの整理となると思う。

(学) 放課後児童支援員は常勤・非常勤どちらも該当するのか。

(市) 本市の学童保育所指導員は全て、第1号～第9号に該当する職員のみ。全てが放課後児童支援員である。

(学) 他の市も同じなのか

(市) 他市では無資格者に学童保育所の指導員業務をさせているケースもある。臨時職員については、資格あり、資格なしで賃金体系を変えている自治体もあるとの情報は得ている。

(学) 資格要件については、かねてから議論してきた内容で注目度も高い。学保連には報告してほしい。

(市) 明日から議会となるため、今からの報告は難しい。

(学) 第10号はレアケースの救済措置という理解でいいのか。

(市) 第10号に該当する方は、今までは、高校を卒業していなために長年学童保育所で勤務して、能力、資質があっても放課後児童支援員になることが出来なかった。そうした方でも学童保育所の責任者たる業務を担える放課後児童支援員になることができるようにするための変更であると理解してほしい。

(学) 現在どのくらい研修を受講したのか。

(市) 直営職員については、9割方受講済である。委託所については、正確な数字は持ち合わせないが、直営に比べて人の入れ替わりも多いことから、割合は低いと認識している。平成31年度末までに、全員の受講をめざし努力している。

④ 学保連運動会への要望について

事務局より、「【資料30-08】学保連運動会への要望について」について説明。

(市) 過去から、要請、改善をお願いしてきたが、メンバーも変わりなかなか情報が引き継がれていないと感じるところもあり、今回文書での要望とさせてもらった。この文書に記載される内容を直ぐにしてほしいという意味ではない。種目決めについては、指導員のアイデアとして挙げたもので、こうして欲しいというものではない。練習のあり方については、指導員として強く感じていることであって、ぜひ父母にも知っていただきたい内容である。

(学) 勝つための練習をして欲しいという要望が父母から出されているとすれば、それはおかしい話。子どもが勝つために頑張りたいと言え、その気持ちは大切にして欲しい。勝ち負けのある運動会は子どもが頑張るための動機付けになるし、個人的には必要。その上で、父母がそのための練習を指導員に求めるのはおかしいことだと思う。

(学) もうちょっと早めに要望をもらえていれば、対応できるものもいくつかあったかもしれない。運動会は指導員の協力があるものでと承知しているので、父母、指導員が協力して築き上げることが重要だという認識は変わらない。

(学) 指導員が運動会の実行委員会に入ってもらうことはできないのか。

(市) かつては学童保育所指導員が実行委員会に入っていたこともあったが、学保連主体のイベントである点から、参加は難しいと思う。

(学) 種目の内容については、指導員として競い合う競技は止めてほしい

とは読めず、勝敗競技が否定されているものではないと理解した。
練習をしないと怪我の恐れがある場合は、勝ち負けを抜きにしても、練習量が増えてしまうし、ある程度の練習が必要と思う。

(市) この時期は学校の下校時間も遅く、さらに、ドッジボール大会とは違い、運動会はかなり短期間に練習を詰め込まないといけない状況にある。さらに出る子と出ない子が居るという状況もあり、指導員としては、ルールが分からないのはかわいそうということで、最低限ルールが分かるように指導したり、あとは少しコツを教えたりする程度の対応が限界である。

(学) 運動会に参加しない子どもに対して、いじめやトラブルはないか。

(市) そうならないように、指導員としては努力している。例えば当日参加しない子どもも含めて楽しく遊ぶ中で練習出来るような工夫はしている。また、運動会後にお疲れ様会をどの所も行っているが、この会も参加した人もしなかった人も一緒に行って楽しんでいる。

(学) みどり学童保育所の場合は4割近くが運動会に出ない状況もあり、離れた校庭に指導員が配置され、運動会の練習に時間が裂かれていることを考えると指導員の意見はもっともだと感じる。

(学) さまざまな意見があるということで、本日は一旦各所持ち帰るということによろしいか。

(市) 問題ない。

⑤ (仮称) あかね第4・第5学童保育所の施設建設に関する要望について

あかね学童保育所選出の委員より、「【資料30-09】(仮称)あかね第4、第5学童保育所新設工事に関する要望書」について説明。

(学) 要望内容は大きく2点。1つが、適切な育成室面積の確保。学童保育所への入所希望者は今後も増加することが想定されていることから、今後も増加する児童に対応した育成室面積となることをお願いするもの。

2つ目が、あかね第1、第2、第3と同程度の生活環境・設備の確保をお願いしたいということである。

(市) 設計会社が決まり、近々打合せを行う予定となっている。本日の要望書については、建築営繕課と協議をさせていただく。

(学) これから設計が進み、仮図面ができると思う。仮図面が出来次第、本協議会に提出をお願いしたい。

(市) 設計業務は始まったばかりであり、ご要望の仮図面が出るのかを含めて、調整はこれからである。確認出来次第、適時情報提供していく。

(学) 仮図面が提出された時点で改めて相談ができればと考えている。修正が出来ないタイミングで図面が出てきても困るので、修正が可能なタイミングでの提出を希望する。

(市) 8月ころより実施設計に入る予定でスケジュールされているため、秋には出てくる可能性があるが、詳細は業者に確認したうえで、改めて相談させていただく。

(市) 手洗い場を育成室内にという要望は何か理由があるのか

(学) 現在のあかね学童保育所の手洗い場は育成室の外にあるが、この手洗い場が子どもたちの動線上にあり、利用時にたいへん混雑する状況にある。育成室内にあれば、子どもたちの動きが部屋の中で完結できるのでこのような要望とした。

(市) かつては、育成室の中にあった施設もたくさんあった。育成室内にあると生活の場と分離ができず、使いづらかった面があり、建て替え時に育成室の外に出してきた経過がある。要望内容としては、動線がぶつからないようになればこの点はクリアすると思うが、いかがか。

(学) 動線については、市側で決めるべき内容だと理解している。現あかね指導員からそのような意見があったため、要望としてあげた。あかね学童の児童数180名を考えたとき、3育成室の児童が、一斉に育成室外の水道に手洗いにきたときの混雑を考えての意見であると思う。

(市) いずれにしても、今後の調整の中で進めていきたい。

⑥ 今年度の宅配弁当の利用について

(学) 夏休みについては、今年度も武蔵野給食センターに協力いただき、宅配弁当を実施する予定である。今年度から新たにほんちょう学童保育所が実施となる可能性が高いため既に指導員の方には相談済みである。各所、実施前に指導員に話しをするよう父母会長には伝えている。

(市) 前年度同様、取り決めの作成をお願いしたい。

*次回日程

6月26日、27日、29日の3日で調整をお願いしたい。

4 閉会